

真野浄水場更新改良及び
水道施設運転維持管理事業

基本契約書（案）

令和 7 年 1 月 1 7 日

大津市企業局

（令和 7 年 3 月 1 9 日修正）

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本契約書¹

- 1 件 名 真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業
- 2 事業場所 滋賀県大津市
- 3 事業期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業（以下「本事業」という。）に関して、大津市（以下「市」という。）と〇〇〇〇グループ（〇〇〇〇（以下「代表企業」という。）、〇〇〇〇及び〇〇〇〇によって構成される企業グループをいい、以下、当該企業グループを構成する企業を総称して、又は個別に「構成企業」という。）とは、本事業の全般にわたる事項及び基本的な事項について、各々対等な立場における合意に基づいて、この契約条項に定めるところに従い、この基本契約書（以下「本基本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証するため、本書〇通を作成し、市及び構成企業記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

市 大津市御陵町3番1号
大津市
大津市公営企業管理者 南 堀 弘 印

構成企業 (構成企業 (代表企業))
[所在地]
[名 称]
[代表者 役職 氏名] 印

(構成企業)
[所在地]
[名 称]
[代表者 役職 氏名] 印

¹ この基本契約書（案）は、優先交渉権者が企業グループである場合の案であり、単独企業である場合又は更新改良業務若しくは運転維持管理業務について共同企業体を組成しない場合は適宜変更を行う。

(構成企業)

[所在地]

[名 称]

[代表者 役職 氏名]

印

(定義)

第1条 本基本契約において、用語の定義は、本基本契約の前文及び本文に示すほか、別紙1において定めるとおりとする。その他本基本契約において定義されていない用語の定義は、募集要項等又は社会通念上の用語の意義に従う。

(目的等)

第2条 本基本契約は、市及び構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 構成企業は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

3 市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の優先関係)

第3条 本基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約、要求水準書、その他募集要項等、事業提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合は、この順に優先して適用されるものとする。

2 前項の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び構成企業間で協議の上、記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事業提案書に記載された性能又は水準の内容が、要求水準書に記載されたそれを上回るときは、その限度で事業提案書の内容を優先するものとする。

(構成企業の役割等)

第4条 本事業の遂行について、構成企業は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとし、募集要項等及び事業提案書に基づき各業務を適正かつ確実に実施し、その責任の範囲内において本事業を実施するものとする。

(1) 更新改良業務は、第5条で定義する建設事業者が市からこれを請け負い実施する。

(2) 運転維持管理は、第6条で定義する運転事業者が市からこれを受託して実施する。

(3) 代表企業は、本事業を実施するため、構成企業、建設事業者及び運転事業者の取りまとめを行う。

2 構成企業は、本基本契約の締結後速やかに、募集要項等及び事業提案書に従い、本事業の業務全般を総合的に統括し、市、関係機関等及び構成企業との調整を行うために総括代理人1名を設置し、設置後速やかに市に対して総括代理人の氏名、その者の所属する企業名、保有する資格その他必要な事項を通知し、市の確認を受けるものとする。

(建設事業者)

第5条 構成企業のうち、本事業の更新改良業務を担当する〇〇、〇〇及び〇〇は、基本協定第6条に基づき組成された共同企業体（以下、当該共同企業体及びその構成員を総称して、又は個別に「建設事業者」という。）が、本事業のうち更新改良業務及び本基本

契約において建設事業者が担当すべきとされるその他の業務を遂行することを目的として、適法かつ有効に組成されたものであることを確認する。

- 2 建設事業者は、共同企業体協定書に変更があったときは、速やかに変更後の共同企業体協定書の原本証明付写し及び変更内容を証する書面を市に提出するものとする。

(運転事業者)

第6条 構成企業のうち、本事業の運転維持管理業務を担当する〇〇、〇〇及び〇〇は、基本協定第7条に基づき組成された共同企業体（以下、当該共同企業体及びその構成員を総称して、又は個別に「運転事業者」という。）が、本事業のうち運転維持管理業務及び本基本契約において運転事業者が担当すべきとされるその他の業務を遂行することを目的として、適法かつ有効に組成されたものであることを確認する。

- 2 運転事業者は、共同企業体協定書に変更があったときは、速やかに変更後の共同企業体協定書の原本証明付写し及び変更内容を証する書面を市に提出するものとする。

(事業契約の締結)

第7条 市と建設事業者とは、更新改良業務に関し、設計及び建設工事請負契約を本基本契約の締結日付けで締結する。

- 2 市と運転事業者とは、運転維持管理業務に関し、運転維持管理業務委託契約を本基本契約の締結日付けで締結する。

(事業契約の解除)

第8条 市は、構成企業の中のいずれかが、次の各号のいずれかに該当した場合、構成企業に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により本基本契約の履行が不能となったとき。
 - (2) 破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算その他倒産法制上の手続について構成企業の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者によりその申立てがされたとき。
 - (3) 手形取引停止処分がなされたとき。
- 2 他の事業契約が解除された場合、市は、構成企業に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。
 - 3 市は、構成企業の中のいずれかが、本事業に関し、次の各号のいずれかに該当した場合、構成企業に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、構成企業（構成企業が法人の場合にあっては、その役員、使用人その他の従業者を含む。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
 - (2) 構成企業（構成企業が法人の場合にあっては、その役員、使用人その他の従業員を含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規

定による刑が確定したとき。

- 4 市は、構成企業の内いずれかが、次の各号のいずれかに該当した場合、構成企業に書面により通知することにより、事業契約を解除することができる。
- (1) 役員等（構成企業が個人である場合にはその者を、構成企業が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) [構成企業、建設事業者又は運転事業者] が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を事業契約の履行に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、市が[構成企業、建設事業者又は運転事業者] に対して同契約の解除を求めたにもかかわらず、[構成企業、建設事業者又は運転事業者] がこれに従わなかったとき。
- 5 市及び構成企業は、前4項の定めるところに従って本基本契約が解除された場合、本基本契約以外の事業契約において損害賠償金、違約金及び契約保証金の取扱いについて定めがあるときは、当該定めに従うものとする。

（更新改良業務）

- 第9条 建設事業者は更新改良業務を、設計及び建設工事請負契約、募集要項等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

（運転維持管理業務）

- 第10条 運転事業者は、運転維持管理業務を、運転維持管理業務委託契約、募集要項等及び事業提案書に基づき実施するものとする。

（運転維持管理業務に係る協力）

- 第11条 建設事業者は、事業期間中、各更新改良施設の維持管理及び保守について、各更

新改良施設に係る部品の供給、各更新改良施設の補修の支援等、運転事業者に対して適切な協力を行うものとする。

- 2 建設事業者及び運転事業者が、運転維持管理業務期間に各更新改良施設の補修等を行う場合の費用は、設計及び建設工事請負契約並びに運転維持管理業務委託契約の契約金額に含まれるものとし、その補修等が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力により生じた場合以外、追加の支払いを市に請求することはできない。
- 3 建設事業者は、事業期間終了後も、別途市と建設事業者とが協議して定める期間及び内容で、各更新改良施設の特定部品又はその後継部品（以下「特定部品」という。）の製造を継続し、市が特定部品を調達しようとするときは、速やかに規定の価格で提供するものとする。

（性能保証）

- 第12条 構成企業は、市が各更新改良施設の引渡しを受けた日から本事業に係る事業期間（運転維持管理期間を含む。）終了後1年を経過するまでの期間、募集要項等及び事業提案書に定めるところに従い、各更新改良施設が募集要項等に定められた性能保証事項を満たすことを保証する。
- 2 前項の保証期間内に、各更新改良施設が前項の性能保証事項を満たすことができない事態が生じたときは、構成企業は、自らの負担で各更新改良施設の補修、改造、又は取替え等を行うものとし、各更新改良施設が前項の性能保証事項を満たすよう、回復に必要な措置をとり、市の承認を受けなければならない。また、市は、当該措置とともに、構成企業に対して連帯して損害の賠償を請求することができる。ただし、各更新改良施設の補修、改造、又は取替え等が困難あるいは合理的でないと市において認められる場合、市は構成企業に対して当該補修、改造、又は取替え等の回復に必要な措置に代えて損害賠償の請求を行うことができるものとする。この場合、構成企業は、市に対して連帯して当該損害賠償責任を追うものとする。
 - 3 前項の規定は、各更新改良施設が第1項の性能保証事項を満たさない事態が生じた原因が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - (1) 不可抗力による場合
 - (2) 市の誤操作による場合
 - 4 構成企業は、第2項の義務の履行において、その原因が不可抗力であると認めるときは、速やかにその理由の詳細を記載して市に通知しなければならない。市が構成企業との協議により通知の内容について確認した結果、不可抗力が認められたときは、構成企業は、第2項の義務の履行に要した費用の負担を免れる。

（構成企業間の調整）

- 第13条 構成企業間において本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合、代表企業はこれを調整するものとし、その他の構成企業は、代表企業による構成企業間の調整に協力しなければならない。
- 2 構成企業の中のいずれか又は複数の者の責めに帰すべき事由によって、他の構成企業に損害が発生した場合は、構成企業間で解決するものとし、損害を被った構成企業は、

市に対して損害の賠償を求めることはできない。

(起債・交付金及び国庫補助金申請への協力)

第14条 構成企業は、市による本事業に係る起債、交付金及び国庫補助金の申請について、書類作成等への協力を行うものとする。

2 構成企業の責に帰すべき事由により、構成企業が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、構成企業は、市に対し、当該遅延により市に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。以下本条において同じ。）を賠償するものとする。

3 前項の場合を除き、市が行う本事業に係る起債、交付金及び国庫補助金の申請に関して損害が発生した場合の責任は、市が負うものとする。

(建設事業者の履行の保証)

第15条 建設事業者の構成員及び更新改良業務を建設事業者又はその構成員から受託し、又は請け負った構成企業は、設計及び建設工事請負契約に基づく建設事業者の市に対する債務の履行を連帯して保証するものとする。

2 建設事業者が解散した場合、建設事業者の構成員及び更新改良業務を建設事業者又はその構成員から受託し、又は請け負った構成企業は、連帯して本基本契約において建設事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(運転事業者の履行の保証)

第16条 運転事業者の構成員及び運転維持管理業務を運転事業者又はその構成員から受託し、又は請け負った構成企業は、運転維持管理業務委託契約に基づく運転事業者の市に対する債務の履行を連帯して保証するものとする。

2 運転事業者が解散した場合、運転事業者の構成員及び運転維持管理業務を運転事業者又はその構成員から受託し、又は請け負った構成企業は、連帯して本基本契約において運転事業者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

(関係者協議会)

第17条 市及び構成企業は、事業期間中、本事業に関する協議を行う関係者協議会を設置する。

2 関係者協議会の協議事項、構成その他の事項に関する詳細は、市と構成企業が協議して定める。ただし、協議会の運営に係る事柄は構成企業が実施する。

3 市及び構成企業は、第1項の関係者協議会において合意された事項を遵守する。

4 市及び構成企業は、本条により設置される関係者協議会において、合理的に必要なものと認めるときは、出席者として予定される者以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

5 事業契約に係る事項で決定を要するものについて、関係者協議会における協議が調わなかった場合、市が当該事項について最終的な決定を行うこととする。ただし、市は、決定に当たり、合理的な範囲において構成企業から意見の聴取を行う。

6 関係者協議会の設置及び開催に係る費用は、各自の負担とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第18条 市及び構成企業は、相手方の事前の書面による承諾なく、事業契約に基づく権利義務及び契約上の地位につき、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）をしてはならない。

(損害賠償)

第19条 本基本契約の各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害の一切を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、構成企業のいずれかの債務不履行に起因して市に損害を与えた場合には、構成企業は、市に対し、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

(有効期間)

第20条 本基本契約の有効期間は、本基本契約の契約締結日を始期とし、事業期間の満了日を終期とする期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第21条 市及び構成企業は、本基本契約又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者（建設事業者、運転事業者及びその他の構成企業を除く。）に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、当該情報受領者の責に帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び構成企業が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、市及び構成企業は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができる。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令等上の守秘義務を負担する者に開示する場合

- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 市及び構成企業につき守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受託者及び構成企業の下請企業に開示する場合
 - (5) 市が本事業に係る業務を建設事業者及び運転事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する、又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合
- 4 構成企業は、事業契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第43号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 前4項の定めは、事業契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

（管轄裁判所）

第22条 本基本契約に係る訴訟については、大津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（誠実協議）

第23条 本基本契約に関する紛争又は本基本契約に定めのない事項については、市及び構成企業は協議の上その解決に当たるものとする。

[以下余白]

用語の定義（五十音順）

1. 「運転維持管理業務」とは、運転維持管理対象施設の運転維持管理に関する業務をいい、詳細は要求水準書 2. 6 に規定される業務を個別に、又は総称していう。
2. 「運転維持管理業務委託契約」とは、運転維持管理業務の実施のために、市と運転事業者とが締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 運転維持管理業務委託契約をいう。
3. 「運転維持管理対象施設」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、運転事業者が運転維持管理業務を行う、大津市内一円の浄水場、配水池、加圧施設、調圧水槽及び電動弁施設をいう。また、更新改良業務による市による部分使用開始後及び完成・引渡し後の真野浄水場（更新改良部分）、並びに、完成・引渡し後の仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）を含む（ただし更新改良業務によって撤去されたものは除く。）ものとする。
4. 「運転事業者」とは、第 6 条の規定で確認された、本事業の運転維持管理業務を遂行する事を目的として構成企業の〇〇〇〇及び〇〇〇〇により組成された共同企業体をいう。
5. 「仰木低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、仰木低区配水池に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2. 4 に規定されるものをいう。
6. 「各更新改良施設」とは、真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の構造物・管路及び設備を個別に、又は総称していう。
7. 「基本協定」とは、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、市と構成企業との間で締結された令和〇年〇月〇日付け真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 基本協定をいう。
8. 「建設事業者」とは、第 5 条の規定で確認された、市と締結する設計及び建設工事請負契約の当事者となる者で、本事業の更新改良業務を遂行する事を目的として構成企業の〇〇〇〇及び〇〇〇〇により組成された共同企業体をいう。
9. 「更新改良業務」とは、各更新改良施設の事前調査業務、設計業務、工事業務、その他付帯する業務をいい、詳細は要求水準書 2. 2 から 2. 5 までに規定される業務を個別に、又は総称していう。
10. 「構成企業」とは、設計及び建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約の締結当事者（建設事業者及び運転事業者の共同企業体の各構成員を含む。）となる者をいう。

- 1 1. 「事業期間」とは、令和 8 年 4 月 1 日から事業契約に定める事業契約期間の終了日までの期間をいう。
- 1 2. 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、設計及び建設工事請負契約及び運転維持管理業務委託契約を総称して又は個別にいう。
- 1 3. 「事業提案書」とは、本事業の応募手続において、優先交渉権者が市に対して提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他優先交渉権者が市に対し、基本協定締結までに提出した一切の書類をいう。
- 1 4. 「設計及び建設工事請負契約」とは、更新改良業務の実施のために、市と建設事業者とが締結する、真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 設計及び建設工事請負契約をいう。
- 1 5. 「代表企業」とは、構成企業の中から構成企業を代表する者として構成企業が選定した〇〇〇〇をいう。
- 1 6. 「法令等」とは、法律、政令、規則又は条例その他これに類するものをいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁の通達、ガイドライン又は公的な解釈等を含む。
- 1 7. 「募集要項等」とは、本事業に関して市が令和 7 年 1 月 1 7 日に公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 募集要項」（その後の変更を含む。）及び募集要項と一体の資料として市が公表したその他の添付資料（その後の変更を含む。ただし、基本協定書（案）及び事業契約書（案）を除く。）並びにこれらに係る質問回答書をいう。
- 1 8. 「本件各工事」とは、各更新改良施設である真野浄水場（更新改良部分）、仰木低区配水池（更新改良部分）及び真野低区配水池（更新改良部分）の各更新改良業務に係る工事それぞれを個別に、又は総称していう。
- 1 9. 「真野浄水場（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野浄水場（真野取水場を含む。）に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（当該更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2. 3 に規定されるものをいう。
- 2 0. 「真野低区配水池（更新改良部分）」とは、募集要項等及び事業提案書に基づき、真野低区配水池に関して、建設事業者により更新改良業務が行われる構造物・管路及び設備（更新改良業務の対象外となる設備を除く。）をいい、詳細は要求水準書 2. 5 に規定されるものをいう。
- 2 1. 「要求水準書」とは、市が募集要項等と一体の資料として公表した「真野浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業 要求水準書」（その後の変更を含む。）及びこれらに係る質問回答書をいう。

別紙 2

事業日程（予定）

※事業提案書に基づき記載するものとする。

第 1	基本協定の締結	令和 7 年〇月〇日
第 2	事業契約の締結	令和 7 年 1 2 月〇日
第 3	運転維持管理業務	
1	開始日	令和 8 年 4 月 1 日
2	終了日	令和 1 8 年 3 月 3 1 日
第 4	本件各工事	
1	真野浄水場工事	
(1)	基本設計図書の提出期限	令和〇年〇月〇日
(2)	詳細設計図書の提出期限	令和〇年〇月〇日
(3)	工事着工予定日	令和〇年〇月〇日
(4)	試運転完了期限	令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日
(5)	更新改良部分の部分使用開始	令和 1 5 年 4 月 1 日
(6)	引渡完了予定日	令和〇年〇月〇日
2	仰木低区配水池工事	
(1)	基本設計図書の提出期限	令和〇年〇月〇日
(2)	詳細設計図書の提出期限	令和〇年〇月〇日
(3)	工事着工予定日	令和〇年〇月〇日
(4)	試運転完了期限	令和〇年〇月〇日
(5)	引渡完了予定日	令和〇年〇月〇日
3	真野低区配水池工事	
(1)	基本設計図書の提出期限	令和〇年〇月〇日
(2)	詳細設計図書の提出期限	令和〇年〇月〇日
(3)	工事着工予定日	令和〇年〇月〇日
(4)	試運転完了期限	令和〇年〇月〇日
(5)	引渡完了予定日	令和〇年〇月〇日

